かごしま外国人材受入優良企業ＰＲパンフレット作成及び広報業務委託
企画提案募集要領

１　目的

県内企業における外国人材受入体制の向上や外国人材の確保を促進するため，外国人材が働きやすい職場づくりに取り組んでいる優良企業の取組を県内企業へ周知するとともに，外国人材等へ情報発信する。

２　委託業務の概要

⑴　業務名

かごしま外国人材受入優良企業ＰＲパンフレット作成及び広報業務委託

⑵　契約期間

契約締結日から令和９年３月 31 日（水）まで

⑶　業務概要

別添「企画提案仕様書」参照

⑷　契約上限額

1,700 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※履行完了までに要する全ての経費を含む。

３　企画提案の内容

企画提案にあたっては，本事業の目的及び仕様書の内容を考慮した上で，以下の内容を含むことを基本とする。また，作成にあたり効果的な追加提案があれば，積極的に提案すること。

⑴　かごしま外国人材受入優良企業のＰＲパンフレット作成に係る提案

- 紙パンフレットの完成イメージを示すこと。
- デジタルパンフレットの完成イメージ並びに閲覧者が利用できる機能及び特徴等を示すこと。

⑵　かごしま外国人材受入優良企業の広報に係る提案

- 外国人材が働きやすい職場づくりに取り組んでいる県内企業の優良な取組については，SNS を活用し，海外の外国人材に情報発信することを想定しているため，効果的な広報の手段や広報の回数，期間等を提案し，その提案に至った考え方を示すこと。
- 情報発信に当たり，予算の範囲内で，上記のパンフレット以外のＰＲ素材を作成する場合は，どのようなＰＲ素材を作成し，どのように情報発信するのか提案すること。

４　応募に係る資格要件

次に掲げる事項を全て満たす者とする。

⑴　法人格を有すること。

⑵　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

⑶　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
⑷　鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
⑸　暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また，次のいずれかに該当する法人でないこと。
ア　暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
イ　自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
ウ　暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品，その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者
エ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
オ　暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
カ　アからオまでに掲げる者の依頼を受けて，応募しようとする者
⑹　都道府県税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
⑺　政治団体，宗教上の組織若しくは団体，その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

５　失格事項

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。
⑴　応募に係る資格要件に該当しないことが判明した場合
⑵　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
⑶　企画提案書等に虚偽の記載があった場合
⑷　見積書記載の金額が上記２⑷に定める額を超えた場合
⑸　会社更生法等の適用を申請する際，契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
⑹　審査の公平性を害する行為があった場合
⑺　その他，企画提案に当たり，著しく信義に反する行為があった場合

６　スケジュール（予定）

⑴　企画提案募集開始　　：11 月４日（水）
⑵　質問書の提出期限　　：11 月 11 日（水）
⑶　質問への回答の掲載　　：11 月 16 日（月）
⑷　参加申込書の提出期限　　：11 月 20 日（金）
⑸　企画提案書の提出期限　　：11 月 27 日（金）
⑹　受託事業者決定，契約締結：11 月下旬～12 月上旬
⑺　履行期限　　：３月 31 日（水）

7　質問の受付

⑴　提出方法

本業務に関する質問がある場合は，質問書（様式１）を作成の上，電子メールにて送付すること。

なお，メールの件名は「【質問書】かごしま外国人材受入優良企業ＰＲパンフレット作成及び広報業務委託（会社名）」とすること。

⑵　質問受付期限

令和８年 11 月 11 日（水）17 時（必着）

⑶　回答

質問に対する回答は，令和８年 11 月 16 日（月）を目処に，鹿児島県ホームページに掲載する。

8　参加申込書並びに企画提案書の提出

⑴　参加申込書

①　提出書類

企画提案参加申込書（様式２）

本企画提案への参加を希望する者は，提出すること。

②　必要部数

１部

③　提出期限

令和８年 11 月 20 日（金）17 時（必着）

④　提出方法

持参，郵送，電子メール又はファックス

ただし，電子メール又はファックスにて提出する場合は，送信後に必ず電話連絡を行うこと。

⑵　企画提案書

①　提出書類

ア　企画提案書提出届（様式３）

法人（団体）名，住所，代表者，担当者名を記載し，法人登記印を押印すること。

イ　企画提案書

以下の内容を含む提案とすること。

ａ　企画説明書

ｂ　事業実施のスケジュール

ｃ　事業実施体制

ｄ　過去に受託した類似の業務実績

ウ　参考見積書

・　事業費の総額，内訳を明記すること。

・　提案にあたっては，上記２⑷を上限として積算すること。

・　正式な見積については，審査の結果，受託候補者として選定された者に改めて依頼する。

エ　会社等概要書
　　会社概要（経営理念・方針，現在の事業内容，組織体制（組織図等））
オ　応募資格誓約書（様式４）
カ　誓約書及び役員名簿（様式５）
　　鹿児島県警察本部に照会するために使用する。ただし，鹿児島県の入札参加資格者名簿に記載されている場合は，提出を不要とする。

② 提出部数
　６部（原本１部，副本５部）

③ 提出期限
　令和８年 11 月 27 日（金）17 時（必着）

④ 提出方法
　持参又は郵送

９　企画提案書等の作成に係る留意事項

⑴ 企画書の提案は，１者につき１案に限る。
⑵ 企画書の規格は，Ａ４版横書きとする。
⑶ 提出された企画書は返却しないこととし，提出後の修正は認めない。
⑷ 採用された企画書の使用権は県に帰属する。
⑸ 受託者決定後は，委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし，企画の一部を修正又は変更する場合がある。
⑹ 企画書作成及び提出に要する経費は，企画提案者の負担とする。
⑺ 必要により，追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
⑻ 企画提案書は，受託者選定作業等必要な範囲において，複製することがある。
⑼ 提出書類の提出後の辞退は認めない。

10　審査方法及び審査結果

⑴ 審査・選考方法
　提出された企画提案に対する審査委員会を開催し，書類審査の結果，最も内容が優れているとされた企画提案書を提出した者を最優秀提案者として選定する。（※プレゼンテーションは行わない。）なお，審査に際し，企画提案書の内容等について確認を要する事項がある場合には，企画提案者に対し問合せを行う。

⑵ 審査・選考基準
　審査・選考基準については，次の各号に合致するものとし，審査に際し，別に定めるものとする。
ア　事業の趣旨，内容に沿った企画提案であること。
イ　実施体制などを含めて，業務遂行が確実なものであること。
ウ　必要経費などが適正に計上されていること。

⑶ 審査結果
　選考結果は，企画提案者全員に対して書面により通知する。
　なお，審査結果についての異議申し立ては，一切受け付けない。

11　契約の締結

最優秀提案者に選定された事業者は，提案した事業内容に基づき委託者と委託契約を締結するものとする。

⑴　契約の締結

委託契約の締結にあたっては，企画提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではなく，必要に応じて委託者との協議により，業務の履行に必要な具体の履行条件などの調整を行うこととする。

⑵　委託金額

事業を実施するための必要な経費とし，事業内容を修正した場合においても，上記２⑷に定める額を上限とする。

⑶　業務の再委託の禁止

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

12　提出先及び問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部 外国人材政策推進課
住所：〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1 10 階
電話：099-286-3320　Fax：099-286-3599
Mail：g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp